

南極地域の環境の保護に関する法律の改正

(放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律に伴う改正)

1. 改正内容

南極保護法に定める南極地域活動の確認を始め、放射性物質による南極地域の大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌の汚染並びにそれらの防止のための措置については、南極環境保護法の規定は適用しない旨の規定（南極環境保護法第 24 条第 1 項）を削除する。

2. 改正の理由

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅲにおいては、締約国に対し、南極地域における放射性物質を含む廃棄物の除去等が義務づけられている。

一方、放射性物質による環境の汚染の防止のための措置については、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 13 条において、「原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる」とされていたところ。

しかし、2011 年の東京電力福島第一原子力発電所事故による一般環境中における放射性物質による環境汚染が発生したことに伴い、環境法体系の下での放射性物質による環境の汚染の防止のための措置が行えることを明確に位置づけるため、平成 24 年度通常国会において成立した原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）の附則により環境基本法第 13 条が削除された。

これを受け、原子力規制委員会設置法により改正された環境基本法の下、個別の環境法においても、放射性物質による環境の汚染に対応するための講ずべき措置として、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置について適用を除外する旨の規定の削除を含めた見直しを行うよう中環審等において求められたところである。

3. 改正により生じる影響

この改正により、環境大臣が、南極地域活動計画について、南極地域活動が南極地域の大气、水質又は土壌の著しい汚染の原因となるおそれがなく、南極地域に生息又は生育する動植物に著しく影響を及ぼすおそれがないことを確認するに当たって、放射性物質による南極環境影響も含めて確認等することとなる。（放射性物質による南極環境影響が確認の対象となる）

また、全ての人に、放射性物質を含んだ廃棄物について、発生の抑制及び適切な保管の義務が生じ、処分の制限が課されることとなる。

さらに、放射性物質による南極環境影響について、南極地域の環境を保護するため必要があると認めるときは、行為の中止又は原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとなる。

4. 成立及び公布日

法案成立 平成 25 年 5 月 28 日、公布 平成 25 年 6 月 21 日

5. 施行予定日

施行後 1 年以内

南極地域の環境の保護に関する法律（抄）

第二十四条第一項

この法律の規定は、放射性物質による南極地域の大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。）及び土壌汚染並びにそれらの防止のための措置については、適用しない。

環境保護に関する南極条約議定書 附属書Ⅲ

第一条 一般的義務

2 南極条約地域において発生し又は処分される廃棄物の量については、南極の環境への影響を最小にし並びに南極地域の自然的価値への影響並びに科学的調査及び南極条約に適合する南極地域の他の利用への影響を最小にするため、実行可能な限り削減する。

第二条 南極条約地域からの除去による廃棄物の処分

1 次に掲げる廃棄物については、この附属書が効力を生じた後に発生した場合には、当該廃棄物の発生者が南極条約地域から除去する。

(a) 放射性物質

(b)～(h) 略

第六条 廃棄物の保管

南極条約地域から除去され又はその他の方法で処分されるすべての廃棄物については、これらの廃棄物の環境への拡散を防ぐような方法で保管する。